

# 旅行条件書 < 国内募集型企画旅行 >

- 本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。  
●お申込みの際には、本「旅行条件書」を必ず事前にご確認のうえお申込み下さい。

## 1 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社日ノ丸観光トラベル(以下「当社」)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」)を締結することになります。  
(2)当社がお客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下、旅行サービス)を受けることが出来るように、手配し旅程管理を引き受けます。  
(3)旅行契約の内容、条件、は募集パンフレットまたは、当社ホームページ・本旅行条件書(以下、契約書面)・最終日程表と称する確定書面及び当社の「旅行契約款募集型企画旅行契約」の部(以下、約款)等によります。

## 2 旅行契約の申込みと契約成立の時期

- (1)旅行契約の成立時期  
旅行契約は、当社又は当社の受託旅行会社(以下「当社ら」)が契約の締結を承諾し申込金を受領した時に成立いたします。具体的には次にあります。  
・当社らの店頭(及び当社らの外務員による訪問販売)の場合、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領した時、申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれの一部又は全部として取り扱います。  
・電話等による契約の予約については当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内に申込金を受領した時。

所定の旅行申込書(以下「申込書」)に必要事項を記入し申込金を添えて期限内にお支払いください。

## (2) 予約お申込み

- 当社らの店頭及びその外務員による訪問販売により営業時間内に予約を受け付けます。  
当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります(営業時間終了後に着信したファクシミリ等は翌営業日の受付となります)。この場合、予約の時点で契約は成立しておらず、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から3日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みがなかったものとして取り扱います。

## (3) 申込金

旅行代金(お1人様)	申込金
30,000円未満	6,000円
30,000円以上60,000円未満	12,000円
60,000円以上100,000円未満	20,000円
100,000円以上	30,000円

- (4)当社は現在、通信契約による旅行契約を原則として承っておりません。

## 3 お申込み条件

- (1)20才以下の未成年者の方が参加の場合、法定代理人(親権者等)の同意書が必要です。  
中学生以下の未成年者の方が参加の場合、保護者の同行がないときは、保護者をお断りすることがあります。  
(2)特定の目的をもつ旅行については、年齢、性別、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。  
(3)お客様が、暴力団員または暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。  
(4)身体に障害をお持ちの方、現在健康を損ねている方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更することを、お願いする場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。  
(5)その他当社らの業務上の都合があるときなどは、お申込みをお断りする場合があります。  
(6)当社らは、団体・グループを構成するお客様の代表者(以下「契約責任者」)から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとして、当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。この場合、当社が指定する日までに参加者名簿を当社らにご提出をいただきます。当社らは、契約責任者が構成者に対して将来、または現在、債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が専任した構成者を契約責任者とみなします。

## 4 契約書面(最終日程表)の交付

- (1)当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社らの責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。  
(2)当社らは、本項(1)の契約書面を補完する書面として、お客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した「最終旅行日程表」を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申し込みが旅行開始日の前

日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡することがあります。  
募集広告や取引条件書に貸切バス会社を特定出来ない場合は旅行開始の前日までに確定した貸切バス会社名をお知らせいたします。

## 5 旅行代金の適用及びお支払い

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな旅行代金、満3歳以上12歳未満の方はとも旅行代金となります。  
(2)旅行代金におとな・子ども等の区分表示がない場合は、全てのお客様に適用されます。  
(3)旅行代金は、各コースごとに表示しており、出発日や利用人数により設定しています。  
(4)追加代金とは、オプションツアーや宿泊施設等の上級への変更、フェリー船室の等級変更、航空便の選択、座席の等級変更、などによる追加代金。また、食事等のグレードアップなどにより、基本旅行代金に追加する追加代金をいいます。  
(5)旅行代金は「申込金」「違約料」「取消料」「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。  
(6)旅行代金(申込金を差し引いた残金)は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前以降にお申込みされた場合は、お申込時に全額お支払いいただきます。

## 6 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限り航空機は普通席)、宿泊費、食事代、消費税等の諸税・サービス料金、旅務施設使用料(空港により必要な場合)及び特に明示したその他の費用等。  
(2)添乗員が同行する場合の添乗員経費等。  
(3)各日程に、旅行代金に含まれる旨明示した費用。  
なお、お客様のご都合により一部ご利用されなくても、原則として、払戻しはいたしません。

## 7 旅行代金に含まれないもの

- 第6項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。  
(1)超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)。  
(2)旅行日程に含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電話料等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。  
(3)ご希望者のみ参加されるオプションプラン・オプションツアーの代金。

## 8 契約内容の変更

当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、目的地空港の変更等)その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 9 旅行代金の額の変更

- (1)当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて増額又は減額されるときは、その増減の範囲内で旅行代金を変更することがあります。  
(2)本項(1)により旅行代金を増額するときは、当社は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって16日前までにお客様に通知します。  
(3)本項(1)により旅行代金を減額するときは、運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。  
(4)第8項に基づく旅行内容の変更により、旅行の実施に要する費用(当該変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含む)に増額又は減額が生じる場合には、当社は、その差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。  
(5)運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金を変更します。  
例示) 4名1室利用での旅行代金が、3名になった場合は3名1室利用の旅行代金が適用となります。

## 10 お客様の交替

お客様は、予め当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、所定の金額を手数料としてお支払いいただきます。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じます。なお、航空便等で氏名変更ができないなどの理由により、当社は、お客様の交替をお断りすることがあります。

## 11 お客様による契約の解除(旅行開始前)

- (1)お客様は、いつでも第13項に定める取消料を当社らに支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込みから当社らの営業時間内とします(営業時間終了後に着信したファクシミリ等は、翌営業日の受付となります)。

- (2)お客様は、次に掲げる場合は本項(1)の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。  
①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項の表④左欄に掲げるものその他重要なものであるときに限ります。  
②第9項(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。  
③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。  
④当社がお客様に対し、第4項の期日までに、「最終日程表」を交付しなかったとき。  
⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

## 12 当社による契約の解除(旅行開始前)

- (1)お客様が第5項(6)の期日までに旅行代金を支払われなるときは、当社は、その翌日においてお客様が契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。  
(2)当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。  
①お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。  
②お客様が病氣、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。  
③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。  
④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。  
⑤契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までは旅行を中止する旨をお客様に通知します(日帰りにおいては4日前までに通知いたします)。  
⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。  
⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。  
(3)本項(2)により契約を解除したときは、既に収受している旅行代金は全額払い戻します。ただし、①②③④により当社に損害が生じた場合はお客様にその賠償を求めることがあります。

## 13 取消料(お客様からの解除)

- (1)お客様はいつでも、旅行代金基準の下記に定める取消料を支払って契約の解除が出来ます。  
旅行を取り消される方には取消料を、また、1室ごとの利用人数により旅行代金が定められる場合など適用条件が変わる場合は、その差額代金を御参加の方、それぞれからいただきます。  
(2)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更(航空運賃変動型プランにおいて、利用する航空便名の変更および座席クラスの変更を含みます)については、ご旅行全体の取消料とみなし、所定の取消料をいただきます。  
(3)演劇や貸切航空機、貸切船舶などを利用する場合には、ホームページやパンフレット等に取消可能な期限等を明示し、当社が定めた取消料をいただきます。  
(4)オプションプランも同様にご取消料率による取消料が適用されます。

取消日(契約解除の日)・旅行代金基準	取消料率
旅行開始の前日からさかのぼって	
(1) 宿泊21日前まで(日帰り11日前まで)	無料
(1) 宿泊 20日前～8日前まで	20%
日帰 10日前～8日前まで	
(2) 7日前から2日前まで	30%
(3) 旅行開始日・前日	40%
(4) 旅行開始日・当日・・・(5)を除く	50%
(5) 旅行開始後、又は無連絡不参加	100%

## 14 お客様による契約の解除(旅行開始後)

- (1)お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領されず、又は途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。  
(2)お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなるときは、又は当社がその旨を告げたときは、第11項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなかった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、受領できなかった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります)を差し引いた金額をお客様に払戻します。

## 15 当社による契約の解除(旅行開始後)

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。

- ①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に耐えられないとき。
  - ②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
  - ④お客様が第3項(3)に該当することが判明したとき。
- (2)当社が本項(1)の規定に基づき契約の解除をしたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務は、有効な弁済がなされたものとします。当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。
- (3)当社は、本項(1)①③の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様のご負担となります。

## 16 旅行代金の払戻し

当社は、第9項(3)から(5)までの規定による旅行代金の減額又は第11項から第15項までの規定による契約の解除によってお客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。ただし、第17項(2)のクーポン類の引渡し後の払戻しに際して当該クーポン類を当社に提出していただく必要があり、それらの提出がない場合は、旅行代金の払戻しができないことがあります。

## 17 添乗員と旅程管理

- (1)添乗員その他の者(以下「添乗員等」)が同行し、契約書面に定められた旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務を行います。
- (2)添乗員等の有無は、募集広告、「最終日程表」、パンフレット、ホームページ等に明示いたします。添乗員等が同行しない場合は、旅行サービスを受けるために必要なクーポン類をお渡し、手続などをお客様自身で行っていただく場合があります。当社又は現地手配代行業者等の緊急連絡先を、「最終日程表」又は「契約書面」に明示します。天候等不可抗力によって旅行サービスの受領ができなくなった場合は、当該部分の代替サービスの手配や手続はお客様ご自身で行っていただきます。
- (3)添乗員等の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。添乗員等は、業務時間内であっても、添乗業務が必要のない場合、適宜休憩することがあります。
- (4)お客様は、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員又は現地係員等、当社の指示に従わなければならないとします。
- (5)お客様はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施に努めます。お客様に対し以下の業務を行います。
- ①旅行契約に従った旅行サービスの提供が確実に受けられるように必要な措置を講じます。
  - ②契約内容を変更せざるを得ない場合の代替サービスの手配。
  - ③変更後の旅行サービスが当初の契約と同等のものとなる様に務めるなど、変更内容が最小のものにとどめる様努力いたします。

## 18 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。

## 19 当社の責任

- (1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行業者」)の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。
- (2)本項(1)の規定は、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
- (3)お客様が次に例示するような当社または当社の手配代行業者が管理できない事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社または当社の手配代行業者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ア、天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 イ、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、または、これらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ウ、官公署の命令、伝染病、感染症による隔離、または、これらのために生じる旅行日程の変更、中止 エ、自由行動中の事故 オ、食中毒、カサネ、運送機関の遅延、普通、スケジュール変更、経路変更等、または、これらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮、運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
- (4)手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生日の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額はお一人様あたり最高15万円まで(当社に故意または重大過失がある場合を除く。)とします。

## 20 特別補償

- (1)当社は前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款「特別補償規程」により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきまたは死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円〜20万円)及び通院見舞金(1万円〜5万円)を、また手荷物に対する損害につきまたは損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。ただし、1名につき、1回の損害につき3000円を超えない場合は損害補償金を支払いません。)を支

- 払います。尚、当社は、現金、小切手、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等、当社約款P-33「第五章第十八条」に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。上記に記載の無い事項は当社約款「特別補償規程」によります。
- (2)本項(1)の損害について当社が前項(1)の規程に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の限度において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハンググライダー・搭乗等同規程第3条及び第5条に該当する場合は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる契約の一部として取り扱います。
- (5)契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は、限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

## 21 旅行保証

- (1)当社は、表A左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の次(1)①②の変更を除く)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います(お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります)。ただし、旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は対象外とします。
- ①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置としての変更。
  - ②第11項から第15項までの規定により契約が解除された部分に係る変更。
- (2)当社が一つの契約に基づきお支払いする変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3)当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第19項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、既にお支払いした変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

(表A)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した(本邦内の)旅行開始地たる空港(出発空港)又は旅行終了地たる空港(帰着空港)の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- (注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場をいいます。
- (注2)「最終日程表」(確定書面)が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終日程表の記載内容との間又は「最終日程表」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- (注3)①又は②に掲げる変更に係る運送機関の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- (注4)③に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- (注5)④又は⑥若しくは⑦に掲げる変更が一乗車船又は一泊の中で複数発生した場合であっても、一乗車船又は一泊につき一件として取り扱います。
- (注6)⑧に掲げる変更については、①から⑦までの率を適用せず、⑧によります。

## 22 お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

- (2)お客様は、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないとします。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。
- (5)添乗員が同行しない場合クーポン券類をお渡しする場合があります。お渡したクーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この旅行の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

## 23 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに「最終日程表」等でお知らせする連絡先にご通知ください。また、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

## 24 旅行条件・旅行代金の基準期日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、当該パンフレット等に明示した日となります。

## 25 個人情報のお取り扱いについて(重要)

- (1)当社は、旅行お申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された事項について、お客様の個人情報取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の事項をご自身で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報提供をいただけない場合であっても、お客様への連絡、お客様がお申込み頂いた旅行のサービスの手配及びそのサービス受領のため必要な手続きが取れない場合、お申込み、ご依頼をお引き受けできない場合があります。
- (2)当社は、前号より、取得した個人情報について、お客様との連絡のため利用させていただくほか、お客様がお申込み頂いた旅行のサービスの手配及びそれらのサービス受領のため必要な手続きを必要範囲、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲、並びに旅行先の土産店等のお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲で運送、宿泊機関、保険会社、土産物店等へ、電子的な手段等を使い、必要な範囲内で提供いたします。その他①当社からの提供する旅行キャンペーン、商品等のご案内②旅行参加後のご意見、ご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただき。
- (3)当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお問い合わせすることがあります。疾病・事故等で、連絡先の方へ、連絡が必要と当社が認めた場合に使用いたします。
- (4)当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。その際、法令及び規定に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に对应されない場合はその理由をご説明します。
- (5)万一、当社の個人情報の流出等が発生した場合は、直ちにお客様にご連絡させていただき、安全の確保が保たれるまで問題が発生したシステムを一時停止いたします。

## 〈個人情報に関するお問い合わせ・苦情のお申し出〉

- (1)個人情報のお取り扱いに関するお問い合わせ・苦情は、下記の窓口より申し出ください。
- 株式会社 日ノ丸観光トラベル  
アドレス <http://www.hinomaru.co.jp>  
(個人情報保護担当) 電話：0857-22-4004
- (2)お客様は、当社との個人情報に関する苦情について、当事者間で解決できなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申し出をすることができます。
- (一社)全国旅行業協会(ANTA)  
消費者相談室 電話：03-5401-3600

## 26 その他

- (1)国内旅行傷害保険加入のお勧め  
ご旅行中、けがをされた場合、高額の治療費や移住費等がかかる場合があります。また、事故の被害者に対して損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難な場合が実情です。それらを担保する為、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込の販売員にお問合せください。
- (2)お客様の便宜を図るため、お申込にご案内することがありますが、お買い物はご自身の責任で購入してください。
- (3)募集広告、パンフレット、ホームページ等で使用した写真等は許可を頂いており、イメージとして使用しています。又、旅行当日にご覧頂ける風景は限りません。料理写真等も一例であり食材や器などが異なる場合があります。
- (4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- ◎担当者の説明に不明な点があれば、旅行業務取扱管理者(当営業所での取引責任者)にお気軽にお尋ねください。

旅行企画・実施/鳥取県知事登録旅行業第2-29号

株式会社 日ノ丸観光トラベル

TEL 0857-22-4004

〒680-0921 鳥取市古海620 (日ノ丸自動車1階)

(一社)全国旅行業協会 正会員

この旅行条件書は令和3年(2021年)8月の基準に基づきます。